

第3章 参考法令

この章では、酒類販売に関連して、知っておいていただきたい各種法令について説明しています。

各種法令

- 食品表示法
- 食品衛生法
- 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法
- 製造物責任法
- 計量法
- 道路交通法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等
- 道路法
- 労働基準法
- 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
- 特定商取引に関する法律

1 食品表示法

(1) 法律の趣旨等

食品に関する表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしています。

一方、これまで食品一般を対象とした表示制度が、食品衛生法、旧農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（いわゆる JAS 法）及び健康増進法の3つの法律で定められており、消費者にとって分かりづらい制度となっていました。このため、これらの法律における食品に関する表示の規定を統合して、食品に関する表示について包括的かつ一元的な制度にすることを目的として、食品表示法が平成 25 年 6 月に制定され、平成 27 年 4 月から施行されています。

食品表示法は、食品全般に適用されますので、酒類も食品表示法の適用を受けることになります。

この食品表示法は、消費者の安全及び自主的かつ合理的な商品選択に必要な情報を提供するとともに、事業者の事業活動に及ぼす影響や事業者間の公正な競争の確保に配慮することを基本理念としています。

具体的な表示ルールは、この法律に基づき定められた「食品表示基準」に定められています。

(2) 食品表示基準

食品表示基準は、加工食品、生鮮食品及び添加物について、一般用と業務用それぞれの表示事項を定めています。酒類は加工食品ですが、消費者に販売される容器包装に入れられた酒類は「一般用加工食品」、それ以外の酒類製造業者間で未納税で取引されているような酒類は「業務用加工食品」になります。

なお、食品表示基準は、令和 2 年 4 月に完全施行されましたが、原料原産地名の表示については、令和 4 年 3 月 31 日まで、経過措置期間が設けられています。

(3) 表示義務者

食品表示法では、食品に表示する義務を負うのは、食品関連事業者とされる製造者、加工者、販売者又は輸入者のいずれかとなります。このうち、表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示することとされています。

2 食品衛生法

(1) 販売等に関する一般的な規制

イ 食品の安全衛生を確保するためには、食品自体が清潔かつ衛生的であることはもちろんのこと、食品の生産から流通、消費に至るすべての過程で、食品に接触する物や食品に対する取扱いが清潔かつ衛生的でなければなりません。そこで、食品衛

生法第5条では、食品の「清潔で衛生的」な取扱いを食品営業者に義務付けています。

なお、食品衛生法は食品全般に適用されますので、酒類についても食品衛生法の適用を受けることになります。

口 本来、不衛生な食品は廃棄すべきものであり、不衛生な食品を製造し販売することは絶対に行ってはいけません。食品衛生法第6条では、人の健康を損なうおそれがある食品等を規定し、それらの販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含みます。）、製造、輸入、加工等を禁止しています。食品衛生法第6条において販売等が禁止されている食品とは次の4つのものです。

- ① 腐敗したり変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは除かれています。このただし書きには発酵させて製造された、くさや、納豆、みそ、酒などがあります。
- ② 有毒な物質や有害な物質が含まれたり、付着したり、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として、厚生労働大臣が定める場合は除きます。
- ③ 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。細菌性食中毒の原因食品は典型的な例といえます。
- ④ 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

なお、食品営業者が不衛生な食品を販売したり、販売の用に供するため製造、輸入、使用等を行った場合、食品衛生法第54条、第55条及び第56条の規定により、当該食品の廃棄、許可の取消し、営業の禁停止等の行政処分を命じられることがあります。

(2) 事業者の責務

食品衛生法第3条の規定に基づき、食品等事業者は自らの責任においてその食品等の安全性を確保するため、

- ① 食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得
- ② 原材料の安全性の確保及び自主検査の実施
- ③ 仕入元等の記録の作成・保存

等を行うこととされています。

これらの事業者の責務は努力義務であり、直ちに罰則が適用されるものではありませんが、食品の安全確保のために事業者の自主的な取組を求めるものであり、必要に応じて保健所等から指導等が行われます。

3 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

公衆に販売される飲食物（以下「流通食品」といいます。）の製造（採取及び加工を含みます。）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造業者等」といいます。）は、流通食品に毒物が故意に混入、添加、塗布されること及び毒物が混入、添加、塗布された飲食物が故意に他の流通食品と混在させられることの防止に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる流通食品への毒物の混入等の防止に関する施策に対して協力することとされています。

また、製造業者等は、その営業に係る流通食品につき、流通食品への毒物の混入等があったことを知ったときは、直ちにその旨を警察官等に届け出なければならないこととされています。

4 製造物責任法

(1) 法律の趣旨等

イ 製品関連事故における被害者の円滑かつ適切な救済という観点から、損害賠償に関するルールを民法一般原則である「過失」責任から「欠陥」責任に転換することにより、被害者の立証負担を軽減することを目的として製造物責任法が制定されました。

（注）製造物責任法は、故意又は過失を責任要件とする不法行為（民法第709条）の特則として、欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものです。

ロ 製品の欠陥に起因する事故が発生した場合の被害救済については、同法により、製造者等が自ら製造、加工、輸入し、又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥によって、人の生命、身体又は財産に被害が生じたときは、原則として、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとされています。

ハ 一般に製造物の欠陥は、その発生過程に応じて、①製造上の欠陥、②設計上の欠陥、③指示・警告表示上の欠陥、の三類型に分類されることから、製品そのものの欠陥だけでなく、酒類の容器・包装に適切な指示・警告表示をしなかった場合にも製造物責任法上の賠償責任が問われる場合があります。

(2) 酒類の指示・警告表示の在り方

酒類の指示・警告表示の在り方については、「酒類の指示・警告表示の在り方について（中間報告）」（平成7年6月中央酒類審議会表示部会）において、基本的考え方及び記載事項について次のように提言されています。

（注）中央酒類審議会は国税庁に設置されていたものであり、他の審議会とともに、平成13年に国税審議会に統合されています。

イ 基本的考え方

酒類は致酔性を有する飲料であり、飲酒についての通常の危険を指示・警告表示していないからといって、必ずしも製造物責任法上の指示・警告上の欠陥に該当するとは限りません。

しかし、酒類の指示・警告表示が欠陥に該当し、これにより人の生命、身体又は

財産を侵害した場合には、過失の有無にかかわらず、酒類製造業者等はこれにより生じた損害を賠償する責任を負うことになります。

(注)「飲酒についての通常の危険」の指示・警告の例：過度の飲酒は健康上問題がある旨、依存性がある旨、一時大量摂取により急性アルコール中毒になる旨等

□ 指示・警告表示をした方が望ましい記載事項

(イ) 酒類であることの表示

清涼飲料と見間違う絵・図柄等がデザインされた酒類については、酒類の容器の前面に当該商品が「酒」であることを大きく、見やすく表示するとともに、子供にも理解しやすいように漢字にはふりがなを付す等の工夫をすることが望ましい。また、アルコール分の表示については、文字を大きく、かつ、容器の前面に表示することが望ましい。

(ロ) 20歳未満の者の飲酒防止のための表示

「20歳未満の者の飲酒は禁じられています。」、「お酒は20歳になってから」等の表示を、業務用等の特殊容器を除く容器に表示することが望ましい。

(注)「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」(国税庁告示)により、平成9年7月以降、酒類の容器及び包装には、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています」、「お酒は20歳になってから」等の表示をすることとされています。

(ハ) その他の表示

- お燶機能付きの酒類については、お燶の仕方等の注意事項を文章で表示するとともに、分かりやすく図解により説明することが望ましい。
- 電子レンジ等でお燶をすることが想定される酒類については、キャップをはずしてからお燶する等その取扱いについて表示することが望ましい。
- 品質保存のため冷蔵保存が必要な酒類については、「要冷蔵」等の保存方法を表示することが望ましい。
- スパークリングワイン等の高圧の炭酸ガス入りの酒類については、開栓時の注意事項を表示することが望ましい。
- 1.8L びんの二重王冠の酒類については、開封時の注意事項を表示することが望ましい。

《参考》製造物責任法の制定後、初めて製造物責任を肯定した裁判例

名古屋地裁（平成11年6月30日）

Xは、Yが経営するファースト・フード店でハンバーガー、フライド・ポテト、オレンジジュースを購入し飲食したが、オレンジジュースを飲んだ後吐血した。Xは、オレンジジュースに異物が混入しており、この異物によって負傷したと主張したものである。

この事例における判決は、オレンジジュースの製造工程、販売、飲食の経過を詳細に認定した上で、「オレンジジュースに異物が混入する可能性は否定できない」とし、「オレンジジュースが通常有すべき安全性を欠いていたことから、オレンジジュースには製造物責任法上の「欠陥」があると認められる」と判断し、Yに慰謝料等の支払いを命じた。

5 計量法

(1) 特定商品の計量

酒類ほか政令で指定されている29品目（「特定商品」といいます。）の販売業者は、物象の状態の量（以下「特定物象量」といい、特定商品ごとに政令で定められています。酒類の場合は体積。）を法定計量単位（酒類の場合はリットル又はミリリットル）で示して販売するときは、政令で定める誤差（「量目公差」といいます。）を超えないように計量しなければならないとされています。

（参考）政令で定める誤差

表 示 量	誤 差
5 ミリリットル以上 50 ミリリットル以下	4 パーセント
50 ミリリットルを超え 100 ミリリットル以下	2 ミリリットル
100 ミリリットルを超え 500 ミリリットル以下	2 パーセント
500 ミリリットルを超え 1 リットル以下	10 ミリリットル
1 リットルを超え 25 リットル以下	1 パーセント

（注）酒類については、5ミリリットルから5リットルまでの範囲内で量目公差が適用されます。

（2）密封をした特定商品に係る特定物象量の表記

酒類ほか政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品を密封するときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならないこととされています。

（注）密封するとは、容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ量を増加、又は減少することができないようにすることをいいます。いわゆるラップ包装では、皿をストレッチフィルム等で覆い、フィルム自体又はフィルムと皿とが融着しているもの又は包装する者が特別に作成したテープで止めているものをいいます。

（3）輸入した特定商品に係る特定物象量の表記

酒類のほか政令で定める特定商品の輸入事業者は、密封をされた特定商品を輸入して販売するときは、量目公差を超えないように計量をされた特定物象量が経済産業省令で定めるところにより、その容器又は包装に表記されたものを販売しなければならないこととされています。

（4）勧告等

（1）から（3）の規定が遵守されないため、その特定商品を購入する者に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、都道府県知事又は特定市町村の長は、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、その勧告に従わない場合には、その旨を公表することができるとされています。更に、その勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、違反した者は50万円以下の罰金刑に処せられます。

（5）特定計量器の定期検査

検定証印や基準適合証印のついた正確なはかりも、使用しているうちに誤差が生じ

る場合があります。

そこで、商店などで取引又は証明に使用されているはかりは、2年に1度、定期検査を受けることが義務付けられています。

この定期検査は、主に都道府県、特定市等が行いますが、国家資格をもった計量士も行っています。

定期検査に合格したはかりには合格した年月が表示された「定期検査済証印」が貼られます。この証印（ステッカー）が貼られていないはかりや定期検査に合格した年月から2年が経過したはかりは、取引又は証明に使用できません。

定期検査を受けないで、はかりを取引又は証明に使用した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。

6 道路交通法

(1) 酒気を帯びて車両等を運転することは道路交通法で禁止されています。

(注) 1 身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有している状態で車両等を運転した場合については、酒気帯び運転として処罰されます。

道路交通法施行令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとなっています。

2 酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）で車両等を運転した場合については酒酔い運転として処罰されます。

(2) 酒気帯び運転をした者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

また、酒酔い運転をした者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

(3) 酒気を帯びて車両等を運転するおそれのある者に対して酒類を提供すること、飲酒を勧めることは道路交通法で禁じられています。

(注) 飲酒運転同乗者及び酒類提供行為者のうち、運転者が酒気帯びの場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。また、車両提供者の場合は、運転者が酒気帯びの場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等

配偶者からの暴力（いわゆるDV=Domestic Violence）や児童虐待の背景には、成育歴や経済問題等の様々な要素があると指摘されていますが、アルコール問題もその背景因子の一つであると考えられています。

一方、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の規定に基づき、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならぬことが、国民一般の努力義務として定められています。また、児童虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、「児童虐待の防止等に関する法律」の規定に基づき、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが、国民一般の義務として定められています。

アルコールが配偶者からの暴力や児童虐待に及ぼし得る影響を鑑みて、酒類小売業者においても、日頃から、これらの通報等に対する意識を高めていく必要があります。

8 道路法

商品置場等を継続して道路（道路予定区域を含む。）に設けようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされています（道路占用許可）。

道路管理者の許可を受けずにこれらの物件を道路上に設けた場合には、道路管理者から除却命令等の監督処分を受け、又は罰せられることがあります。

（注）道路占用許可は、道路の敷地外に余裕がなくやむを得ないものについて、道路の構造や交通への影響の有無等を踏まえて判断されるものとされています。

9 労働基準法

(1) 満18歳に満たない者を深夜業（午後10時から午前5時まで）に従事させることは法律で禁じられています。

(2) この禁止規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

（注）税務署においては、酒類の適正な販売管理の確保の観点から、酒類販売管理者がその選任された小売販売場に長時間不在となるときは、酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として指名（成年者を指名することが望ましい）し、配置させるよう指導することとしており、特に夜間（23時～翌日5時）については成年者とするよう指導することとしています。

10 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

この法律では、「すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。」とされています。

11 特定商取引に関する法律

酒類を通信販売により販売する場合には、「特定商取引に関する法律」により規制されます。

（注）通信販売とは、例えば新聞や雑誌、テレビ、インターネット上のホームページ（インターネット・オークションサイトを含む。）などによる広告や、ダイレクトメール、チラシ等を見た消費者が、郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等で購入の申し込みを行う取引方法をいいます。

（1）通信販売についての広告義務（法第11条）

「通信販売」を行う事業者は、その広告の中に以下の事項を表示する義務があります。

- ① 販売価格（送料についても表示が必要）
- ② 代金（対価）の支払の時期、方法
- ③ 商品の引渡時期
- ④ 商品の売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（返品の特約がある場合はその内容を含む。）
- ⑤ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号

- ⑥ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ⑦ 申込みの有効期限があるときは、その期限
- ⑧ 販売価格、送料以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容及びその額
- ⑨ 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑩ 商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件
- ⑪ 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件があるときには、その内容
- ⑫ 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときには、その金額
- ⑬ 電子メールにより商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

(2) 誇大広告等の禁止（法第12条）

「通信販売」を行う事業者は、商品の販売条件について広告をするときは、商品の品質や商品の原産地などについて、著しく事実に相違する又は実際のものよりも著しく優良と誤認させる表示（誇大広告等）をすることが禁じられています。

(3) 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止等（法第12条の3）

特定商取引法は、消費者があらかじめ承諾しない限り、事業者が電子メール広告を送信することを原則禁止しています。電子メール広告の提供について、消費者から承諾や請求を受けた場合は、最後に電子メール広告を送信した日から3年間、その承諾や請求があった記録を保存することが必要です。以下のようないふな場合は、規制の対象外となります。

- ① 「契約の成立」「注文確認」「発送通知」などに付随した広告
- ② メールマガジンに付随した広告
- ③ フリーメール等に付随した広告

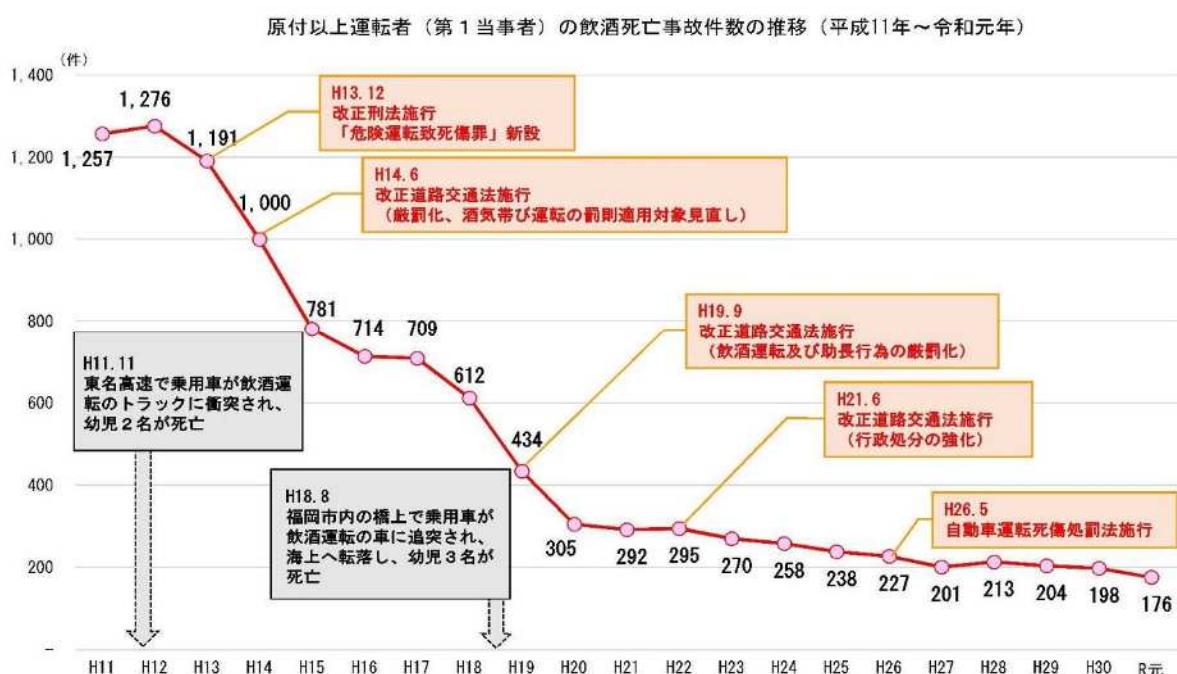
(4) 承諾等の通知（法第13条）

「通信販売」を行う事業者は、商品の売買契約の申込みを受け、かつ、代金の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、申込みを承諾する旨又はしない旨を書面、相手方の承諾を得たときは電子メール等により通知しなければいけません（遅滞なく商品を送付したときはこの限りでありません。）。

【参考】警察庁ホームページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/info.html>) から
みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」

飲酒運転による交通事故は、平成 18 年 8 月に福岡県で幼児 3 人が死亡する重大事故が発生するなど大きな社会問題となりました。その後、各方面の取組や、平成 19 年の飲酒運転厳罰化、平成 21 年の行政処分強化などにより、飲酒運転事故は年々減少しているものの、近年では下り止まり傾向にあり、依然として飲酒運転による悲惨な事故は後を絶ちません。

飲酒運転による死亡事故件数の推移



注 「飲酒死亡事故」とは、第 1 当事者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能のいずれかに該当する場合の死亡事故をいう。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

国民の皆さん一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

【行政処分】

酒酔い運転^{※1}

- 基礎点数 35 点

免許取消し 欠格期間 3 年^{※2※3}

酒気帯び運転

- 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満

基礎点数 13 点

免許停止 期間 90 日^{※2}

※1 「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態をいう。

※2 前歴及びその他の累積点数がない場合

※3 「欠格期間」とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間

- 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上
- 基礎点数 25 点
- 免許取消し 欠格期間2年^{※2※3}

【罰則】

車両を運転した者

- 酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両を提供した者

- (運転者が) 酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (運転者が) 酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類を提供した者、飲酒をすすめた者又は同乗した者

- (運転者が) 酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (運転者が) 酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



広報用チラシ



警察庁・都道府県警察

広報用ポスター

飲酒運転はなぜ危険か？

アルコールは“少量”でも脳の機能を麻痺させます！

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。

アルコールには麻痺(まひ)作用があり、脳の働きを麻痺させます。一般に「酔う」とは、血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質(理性や判断を司る部分)の活動をコントロールしている大脳下部の「網様体」が麻痺した状態を言います。お酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下するなどの変化が現れ始め、さらに知覚や運転能力を司る部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。

このように、飲酒時には、安全な運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は事故に結びつく危険性を高めます。

また、酒に弱いと言われる人だけではなく、酒に強いと言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼすことが各種調査研究により明らかになっていますので、飲酒したら絶対に自動車を運転してはいけません！

【参考資料】

- ・ 「低濃度のアルコールが運転操作等に与える影響に関する調査研究」
科学警察研究所交通安全研究室
- ・ 「アルコールが運転に与える影響の調査研究の概要」
公益財団法人交通事故総合分析センター

飲酒運転による交通事故の発生状況等

【飲酒運転による死亡事故の発生状況（令和元年中）】

令和元年中の飲酒運転による交通事故件数は、3,047件で、前年と比べて減少（前年比 -308件、-9.2%）し、そのうち、死亡事故件数は、176件で、こちらも前年と比べて減少（前年比 -22件、-11.1%）しました。

飲酒運転による死亡事故は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきましたが、平成20年以降は減少幅が縮小しており、下げ止まり傾向にあります。

飲酒有無別の死亡事故率※を見ると、

- ・ 飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約7.9倍

と極めて高く、飲酒運転による交通事故は死亡事故につながる危険性が高いことが分かります。

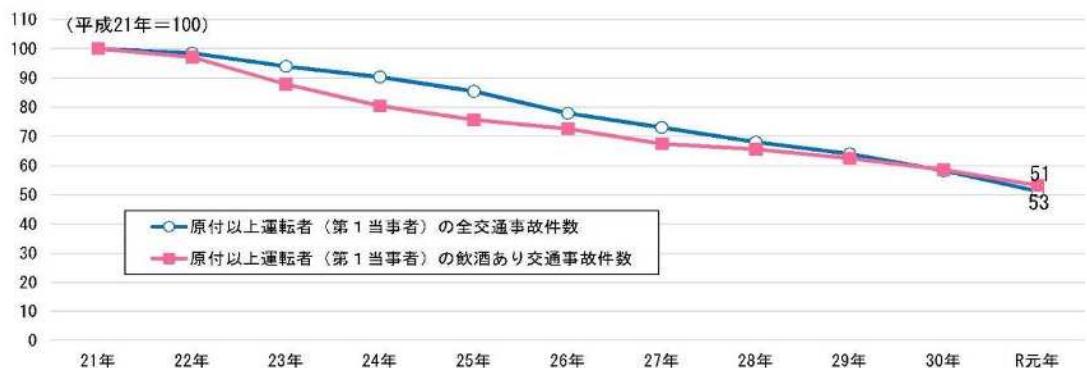
※ 死亡事故率＝死亡事故件数÷交通事故件数×100%



(注) 調査不能は除外した。

飲酒運転による交通事故件数の推移

原付以上運転者（第1当事者）の全交通事故件数及び飲酒あり交通事故件数の推移（指数）（平成21～令和元年）



○ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒状況別交通事故件数の推移（各年12月末）

飲酒あり	年	指標										増減数	増減率	構成率	指数	
		平成21年(2009)	平成22年(2010)	平成23年(2011)	平成24年(2012)	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)					
飲酒	飲酒	304	254	250	240	212	270	238	217	195	159	164	5	3.1	0.0	54
飲酒あり	酒酔い	3,191	3,185	2,786	2,655	2,528	2,421	2,189	2,238	2,085	2,024	1,892	-132	-6.5	0.5	59
	酒気帯び(0.25未満)	943	892	826	703	636	571	564	496	510	457	407	-50	-10.9	0.1	43
	基準以下	1,024	1,025	961	835	787	722	698	643	616	547	440	-107	-19.6	0.1	43
	検知不能	264	205	207	172	171	171	175	163	176	168	144	-24	-14.3	0.0	55
	計	5,726	5,561	5,030	4,605	4,334	4,155	3,864	3,757	3,582	3,355	3,047	-308	-9.2	0.9	53
	飲酒あり構成率	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	-	-	-	104
飲酒なし	691,859	681,835	650,477	625,648	591,915	539,753	505,882	470,715	443,197	403,129	354,493	-48,646	-12.1	99.1	51	
調査不能	544	515	460	472	409	371	304	304	310	271	281	20	7.4	0.1	53	
合計	698,129	687,911	655,967	630,725	596,658	544,279	510,050	474,776	447,089	406,755	357,821	-48,934	-12.0	100.0	51	

注1 増減数（率）は、前年同期と比較した値である。

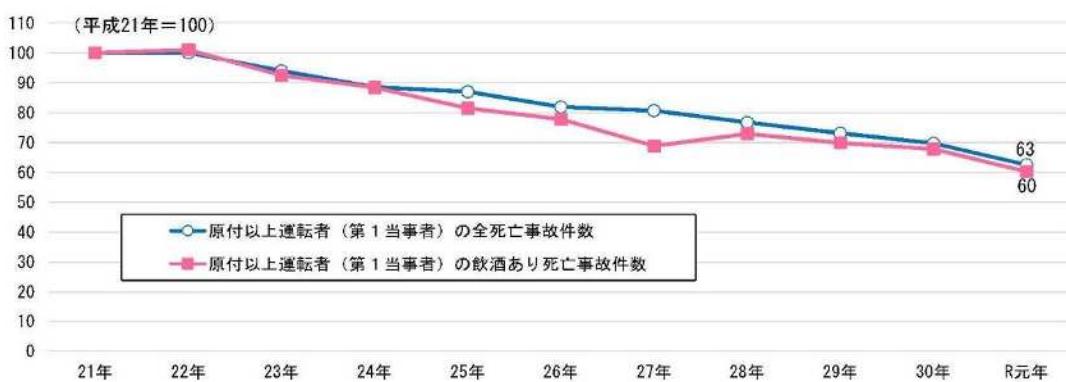
2 指数は、平成21年を100としたものである。

3 「原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいう。

4 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

飲酒運転による死亡事故件数の推移

原付以上運転者（第1当事者）の全死亡事故件数及び飲酒あり死亡事故件数の推移（指数）（平成21～令和元年）



○ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒状況別死亡事故件数の推移（各年12月末）

飲酒あり	年	指標										増減数	増減率	構成率	指数	
		平成21年(2009)	平成22年(2010)	平成23年(2011)	平成24年(2012)	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)					
飲酒	飲酒	57	35	44	36	25	31	21	25	19	13	10	-3	-23.1	0.4	18
飲酒あり	酒酔い	171	171	143	148	151	120	105	131	128	121	107	-14	-11.6	3.8	63
	酒気帯び(0.25未満)	19	25	21	21	14	25	23	14	18	17	19	2	11.8	0.7	100
	基準以下	23	31	36	27	20	30	33	18	18	25	24	-1	-4.0	0.9	104
	検知不能	22	33	26	28	28	21	19	25	21	22	16	-6	-27.3	0.6	73
	計	292	295	270	258	238	227	201	213	204	198	176	-22	-11.1	6.3	60
	飲酒あり構成率	6.6	6.6	6.5	6.6	6.2	6.2	5.6	6.2	6.3	6.4	6.3	-	-	-	96
飲酒なし	4,103	4,109	3,860	3,635	3,593	3,378	3,356	3,162	3,023	2,881	2,578	-303	-10.5	92.7	63	
調査不能	47	40	48	38	34	34	28	35	21	20	26	6	30.0	0.9	55	
合計	4,442	4,444	4,178	3,931	3,865	3,639	3,585	3,410	3,248	3,099	2,780	-319	-10.3	100.0	63	

注1 増減数（率）は、前年同期と比較した値である。

2 指数は、平成21年を100としたものである。

3 「原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいう。

4 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

【飲酒運転による死亡事故の特徴等】

飲酒運転による死亡事故の主な特徴は、

- ・ 発生時間は、22時から6時まで約6割を占める。
- ・ 運転者の飲酒状況は、酒酔い又は酒気帯び（呼気0.25mg/l以上）が7割を占める。
- ・ 年齢層別の免許保有者当たりの死亡事故件数は、30歳未満の年代が多い。
- ・ アルコールの影響が大きい状況ほど、車両単独による死亡事故が多く発生している。
- ・ 単独事故が多く、運転者や同乗者が死亡する事例が多いが、約3割は第三者を死亡させている。

となっています。

飲酒運転した理由は、「出勤のために二日酔いで運転してしまった」、「時間経過により大丈夫だと思った」などですが、翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。

夜遅くまで飲酒した場合、翌朝には体内にアルコールが残っている可能性がありますので、車の運転は控えましょう。

飲酒運転の根絶に向けた取組の広がり

警察では、飲酒運転の取締りを強力に行うとともに、飲酒運転の危険性及び交通事故実態について積極的に広報するほか、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しています。

また、酒類の製造・販売業、酒類提供飲食業等の業界に対して飲酒運転を抑止するための取組を要請するほか、（一財）全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携して「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組んでいます。

【ハンドルキーパー運動】

「ハンドルキーパー運動」にご協力下さい！

「ハンドルキーパー運動」とは、「グループが自動車で飲食店などに行き飲食する場合、グループの中でお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まずに、飲食後、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という飲酒運転防止運動です。

運動の推進に協力している飲食店では、ハンドルキーパーに目印となるバッジなどを付けてもらって酒類を出さないような配慮をしたり、ソフトドリンクを無料で提供するなどのサービスを行っている店舗もあります。

本運動の趣旨に賛同し、新たにご協力いただける飲食店等がありましたら、地元の警察署又は地区交通安全協会までご連絡ください。



【関係機関・団体と連携した取組事例】

事例 1

「飲酒運転根絶宣言の店」認定による飲食店等の企業と連携した広報啓発活動



提供：茨城県警察

事例 2

「飲酒運転根絶対策優良事務所」を認定し、従業員に対する安全教育、指導等、各事務所における自主的活動を促進



提供：沖縄県警察

事例 3

専門学校と連携した子供（園児・児童）から父母等への「飲酒運転根絶メッセージ入りチラシ」、「呼び掛け動画」等を制作し、家庭から気運の醸成を推進



提供：山梨県警察

事例 4

「飲酒運転根絶県民大会」、「飲酒運転根絶県民フォーラム」の開催による県民の気運の醸成



提供：宮城県警察



提供：和歌山県警察